

令和 8 年度
第 2 回東京都動物愛護管理審議会
会議録

令和 8 年 5 月 2 5 日
東京都保健医療局

(午後2時00分 開会)

○神永健康安全部長 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

ただいまから、第2回東京都動物愛護管理審議会を開会いたします。

私は、保健医療局健康安全部長の神永でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入りますまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきたいと思います。

初めに、定足数の確認をいたします。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条によりまして、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。本審議会の委員数は20名。現在の出席者は13名となっております、定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、保健医療局長の山田より、一言御挨拶を申し上げます。

○山田保健医療局長 東京都保健医療局長の山田でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、東京都動物愛護管理審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の動物愛護管理行政に御理解と御協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

動物を取り巻く社会環境や都民の意識が変化する中、動物愛護管理行政に求められる役割も、より多様なものとなっております。都といたしましても、人と動物が共生する社会の実現に向けまして、ワンヘルスの理念などを踏まえながら、実効性のある施策を着実に進めていく必要があるというふうに考えております。

こうした中、昨年10月、知事より東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方につきまして、本審議会への諮問をさせていただきまして、本審議会及び小委員会におきまして、様々な観点から御議論をいただいていたところでございます。本日はこれまでの検討結果を踏まえまして、取りまとめた中間報告案につきまして、委員の皆様からの御意見等を賜りたいと思っております。

また、都の施策推進の中核となります動物愛護相談センターにつきましては、本年3月に公表いたしましたセンター整備基本計画に基づきまして、令和14年度に移転をし、開設を予定しているところでございます。本日は審議と併せまして、こちらの説明もさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はよろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 山田局長は、この後、所用によりこの場で退席させていただきます。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○山田保健医療局長 大変恐縮でございますけれども、退席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神永健康安全部長 それでは、初めに、前回の審議会を欠席され、本日初めて御出席された委員の方を御紹介いたします。

平野委員でございます。

○平野委員 よろしくお願いいいたします。主婦連の平野でございます。

○神永健康安全部長 なお、本日は、磯部委員、小松委員、東海林委員、滝川委員、田畑委員、藤井委員、宮下委員は、所用により御欠席と伺っております。

続きまして、資料等の確認をさせていただきます。

お手元に、議事次第、委員名簿、事務局名簿及び座席表をお配りしております。お手元の資料、不足等はないでしょうか。

また、本日の会議の資料及び参考資料につきましては、ペーパーレスの取組推進のために、机上のタブレット端末に入れております。タブレットの画面左上にございます「資料切替」というボタンを押していただきますと、それぞれの資料を御覧いただけます。また、左上の「戻る」ボタンを押して、上に示される「資料一覧」というボタンを押していただきますと、今回の諮問に関し、これまで開催いたしました審議会及び小委員会の全ての資料と参考資料が表示できますので、適宜御参考いただければと思います。

もし操作等に不明な点があれば、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これからの進行につきましては、武内会長をお願いをいたしたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

○武内会長 会長の武内でございます。委員の皆様の御協力をいただき、審議会を円滑に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の注意点を申し上げます。本会議は原則として公開となります。また、資料及び議事録についても、原則公開することとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、議事に入ります。

では、事務局から資料等の説明をお願いします。説明は2回に分けて行い、質疑は分割して行うことといたします。よろしくお願いいたします。

○栗原動物愛護管理専門課長 動物愛護管理専門課長の栗原と申します。お手元の資料につきまして、御説明させていただきます。

本日の議題ですが、昨年10月に本審議会に諮問させていただきました、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方についての中間報告になってございます。

これまでの審議経過につきましては、資料1に、東京都動物愛護管理審議会の審議経過として御用意いたしておりますので御覧ください。

令和7年10月27日の第1回審議会開催後、本審議会の下に設置された小委員会におきまして、12月24日、それから令和8年3月30日の2回にわたりまして審議を行っていただきました。小委員会では、東京都における動物愛護管理に関わる現状や、東京都動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況、動物愛護相談センターのあり方などにつきまして、詳細に御議論をいただいたところでございます。

議論の中で御承認等をいただきました中間報告の方向性、それから報告案の構成につ

きましては、参考資料 1 にまとめてございます。こちら 1 ページ目になります。

ここで、第 1 回審議会におきまして、振り返っていただきたいところでございますが、検討事項としまして、まず、これまでの施策の評価、今後の取組のあり方等について審議し、中間見直しの方向性につきまして、中ほどの枠になりますが、核となる現行施策の四つの施策展開の方向や 16 の重点施策を維持しつつ、計画策定後の社会情勢の変化や各種調査結果等を踏まえて検討するという方向性につきまして、御承認いただいているところでございます。

小委員会におきまして、下の枠になります中間報告（案）の構成、現行計画に基づく取組の評価と、抽出した課題、今後の取組のあり方について、三つの構成で取りまとめるということで議論を進めていただいたところでございます。なお、現在、国におきまして、動物愛護管理法の改正、基本指針の改定等につきまして、検討が行われているところと聞いてございます。こうした国の動向を踏まえながら、令和 8 年度以降も引き続き御審議をいただくことを予定しております。

それでは、中間報告（案）につきまして、御説明をいたします。ここからは、資料 2 の御説明をさせていただきます。

資料 2 の目次を御覧いただきたいと思います。中間報告（案）は、第 1 から第 3 の三部構成となっております。第 1 に、東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況、第 2 に、動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況、第 3 に、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方、この三部構成となっております。

資料 2 につきましては、分量が多くなっているところでございますので、これを取りまとめた資料 3、概要、こちらを御覧いただきながら、項番第 1、第 2 については、ポイントを絞って御説明したいと思います。

資料 3、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について中間報告（案）（概要）を御覧ください。

資料 3、1 ページ目左枠を御覧ください。第 1、東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況の章ですが、統計実績、都が行った調査結果などの結果を記載しております。概要では、課題や現状認識する上で特徴的な事項をピックアップして取り上げております。

まず、都内の犬猫の飼養状況等につきましては、個体数推計といたしまして、令和 6 年度に実施しました犬猫の飼育実態調査におけるアンケート調査による登録率、それから犬の登録頭数、こちらから推計いたしました犬の個体数、これが約 57 万頭となっており、増加傾向が認められます。また、同じく飼育実態調査における現地調査等に基づく屋外猫の推計個体数と飼育猫の飼育個体数を合わせた猫の推計個体数、こちらは約 107 万頭となっておりまして、平成 29 年度に同様の調査を行いました、このとき 117 万頭となっておりまして、こちらから減少の傾向が認められております。

続きまして、犬の入手先として挙げておりますが、令和 6 年度インターネット都政モ

ニターアンケートを行いまして、行政機関による譲渡について質問をしたところ、約8割の方が認知しているものの、入手先、行政機関から入手したというところは1%を割っているというような結果がございました。

続きまして、動物による危害発生と苦情に関する状況の項につきましては、令和6年度の犬によるこう傷事故件数は約600件ということで、近年増加傾向にございます。

次に、飼育動物を飼えなくなった場合の準備等につきまして、万が一に備えた準備をしていない犬または猫の飼い主は、約6割いらっしゃるという状況にございます。

続きまして、動物の捕獲・収容、引取り、これは狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護相談センターに保護・収容される犬猫等の状況になります。こちらですが、令和6年度は総計528頭となっており、年々減少傾向にございます。

次の動物の返還、譲渡、致死処分についてですが、センターに引取・収容後に死亡した動物数、これは、これまで致死処分という形で表現してきたところでございますが、令和6年度は151頭でございまして、現行計画施行前の令和2年度から減少傾向にございます。その内訳としましては、苦痛からの解放など動物福祉等の観点からやむを得ず処置したものが60頭、傷病等によりセンターに入ってから死亡してしまったもの、こちらが91頭、それ以外の理由によるもの、この最後の区分を都では殺処分と表現しておりますが、これは平成30年度よりゼロを継続してございます。

ここで、致死処分、引取・収容後に死亡した動物数の内訳につきまして、改めて御説明させていただきます。ここで一旦資料2に移っていただきたいと思います。

13ページをまず御覧ください。7の項目、動物の返還、譲渡、致死処分の項になります。こちらのほうの4パラグラフ目に、内訳について説明がございます。都では、致死処分数の内訳を、まず一つ目、苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの、それから、二つ目の区分として、引取・収容後に死亡したもの、並びにそれ以外の致死処分の三つに分類してございます。この最後の区分を殺処分としております。この三つの区分の仕方については、環境省の考え方に合致しているところでございます。

致死処分数等の表現につきましては、14ページを御覧いただきたいと思います。改めて解説をしております。東京都における致死処分数の表記についてですが、都では、センターに保護・収容された動物につきまして、何らかの理由によりセンターで最期を迎えることを「致死処分」と表現し、その理由により三つに分類してきたところでございます。しかしながら、「致死処分」には、傷病等により寿命を迎えて死んでしまったもの、②の区分「引取・収容後に死亡したもの」ですね、これも処分の中に含まれておりまして、必ずしも実態を表現するような分かりやすいものとは言えませんでした。

このため、令和8年3月31日に公表いたしました「動物愛護相談センター整備基本計

画（第二次）」におきましては、この「致死処分」を、先ほど資料3のほうの概要で御説明しましたとおり、「引取・収容後に死亡した動物」という表現にし、これまでの三つの分類に該当するものをそれぞれ、まず一つ目が、動物福祉等の観点から処置を行ったもの。この処置ですが、苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症等によって成育が極めて困難といった理由により、獣医療の一環としてやむを得ず行う処置に当たります。②が先ほど申し上げた傷病等により死亡したもの、③がそれ以外という形に表現をしているところでございます。

この都の致死処分数の考え方といたしまして、三つの区分の仕方が変わるところではございませんが、より分かりやすい表現といたしまして、本中間報告においても、以下「致死処分」ということで出てまいりますけれども、同様の意味するところというところで考えていただきたいと思います。

それでは、資料3の概要に戻りまして、説明を続けさせていただきます。

続きまして、左枠の下にございます、動物取扱業に関する状況ですが、令和6年度末の第一種動物取扱業の登録施設は5,387施設と漸増している状況にございます。

続きまして、動物由来感染症対策ですが、狂犬病予防注射につきまして、接種率が令和6年度に69.4%と7割を切っており、減少しているところが見られます。

続きまして、災害時に備えた対策につきましては、ペットに係る災害対策を行っていない飼い主、これが約3割あるという調査結果となっております。

次に、都政への要望というのを都政モニターアンケートで調査しております。ここでは、犬の登録や狂犬病予防の徹底をしてほしい、それから、ペット業者に対する監視指導を行ってほしいなどが挙げられておりました。

以上のように、統計や各種調査結果によりまして、こう傷事故の増加、飼養トラブル、災害・感染症対応などの課題の顕在化が示されたところでございます。

続きまして、資料3の右枠、第2、動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況につきまして御説明をいたします。この章につきましては、第1回の審議会でも御案内いたしました推進計画の重点施策の取組をまとめております。概要では、施策展開の方向性の四つの柱ごとに進捗評価、実施内容について特徴的なものを取り上げさせていただいております。

まず、計画の施策の方向性の一つ目の柱である、動物の適正飼養の啓発と徹底を御覧ください。イベントや動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」などにおける適正飼養等の情報発信をはじめとする普及啓発の取組を実施しております。特に犬につきましては、区市町村と犬の登録や狂犬病予防接種に係る課題、対応を担当者で構成される会議体などで共有し、効果的な啓発等に取り組んでいます。また、動物の不適正な飼養や高齢者のペット飼養等に関する問題につきまして、飼い主を含む住民にとって身近な地域で相談支援を受けられるよう、都、区市町村の担当者間の情報交換や事例共有などを行うとともに、区市町村への財政支援を行うなど、体制整備の促進に取り組んでいます。

小学校での動物教室についても、対象を児童館などにも拡大いたしまして、推進員とも協働して進めているところでございます。

次に、2本目の柱でございます。動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進ですが、まず、センターに保護される犬猫等の入口対策です。地域の飼い主のいない猫対策について取組を進める区市町村等への財政的支援や情報交換を行い、対策の定着、普及の取組を進めております。また、センターにおける保護動物の適正な飼養管理を進めるために、飼養管理方法の改善など、環境整備に努めております。そして、出口対策になりますが、譲渡動物、譲渡の拡大のための仕組みづくりの取組といたしまして、11月を譲渡促進月間といたしまして、イベント、それからインターネット、SNSなども活用いたしました積極的な広報を展開しております。

続きまして、三つ目の柱である事業者等による動物の適正な取扱いの推進におきましては、主に動物取扱業者への監視指導に関する取組が進められております。依然、増加傾向にあります第一種動物取扱業者への効果的な監視を行うため、デジタルツールを活用した監視手法の検討を行うとともに、事業者の利便性等も考慮いたしまして、法定研修でございます動物取扱責任者研修をオンラインで行うなど、取組を進めています。また、行政処分等を行う際の基準を明確化するため、令和4年度に不利益処分等取扱要綱などを改正いたしまして、法令違反に対して厳正に対処を行っております。さらに、都内の動物取扱業者の種別といたしましては、トリミングサロン、ペットホテルなどを営む保管業者、これが最も多いところでございます。次いで、犬猫等販売業などの販売業者が続いているところでございます。動物取扱責任者研修などにおきまして、業態の多様化に応じました事業者への啓発や指導を行うとともに、事業者による自主管理等の主体的な取組を促進するため、センターに寄せられる苦情などの情報を基に留意点などを盛り込みました自主管理点検票の見直しを進めているところでございます。

最後の四つ目の柱でございます。動物由来感染症・災害時への対応強化につきまして、狂犬病発生時対応訓練といたしまして、関係区市町村と協働した実動訓練や、区市町村、東京都獣医師会などの関係機関と机上訓練などを実施しております。また、動物由来感染症に関しまして、飼養動物における発生状況を把握するためのモニタリング調査などを実施し、その結果を踏まえた啓発資材を作成し、予防啓発の取組を進めているところでございます。また、ペットの災害対策でございますが、区市町村の動物担当部署だけでなく、防災の担当部署、こうした行政担当者向けにペット防災に係る講習会を実施するとともに、令和3年度、6年度には、災害時動物ボランティア養成研修を実施するなど、情報共有や体制整備支援の取組を進めているところでございます。

以上のとおり、推進計画に基づく取組により、致死処分数の減少など一定の成果が得られている一方で、社会状況の変化を踏まえた対応の深化が必要となっている状況となっております。

駆け足となりましたが、第1、第2の内容は以上となります。よろしくお願いいたします

ます。

○武内会長 それでは、この中間報告案について、第1、第2のところまでで、御意見、御質問等をいただきたいと思います。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員 詳細な取りまとめ、ありがとうございました。

意見というほどではないんですけれども、ちょっと確認したい部分もありまして、まず、資料2の8ページのところで、行政からの譲渡が少ないということがここで述べられて、1%以下というような形で述べられているんですが、実際に行政からの譲渡というのは、飼い主に直接ということではなくて、登録保護団体等に譲り渡しているものも多いということですし、殺処分も実際にはもうゼロを達成しているということですので、ここで何となく少ないなと見えてしまうのは、現実からするとちょっともったいないかなと。実際にはかなり頑張っているのに、こういう書き方だと、あまり努力が足りないように見えてしまうというような形なので、そこら辺の表現をもうちょっと変えたほうがいいのかというふうに1点思いました。

また、もう一つ、17ページなんですが、注意指導というところで、実際に相談案件といますか、苦情等が多いという中で、かなりの案件を調べられて、そこで注意指導書交付数というのが出ているんですが、実際この19件という以外にも、指導書まで交付しないまでも、その手前の注意指導というのは結構されているというようなことだと思いますので、この件数だけ見ると、あまり注意指導されていないのかなというふうに見えてしまいますので、何かそこら辺も表現として、その手前の部分で注意指導をしている部分も多いというようなところを書いていただくと分かりやすいのかなというふうに思いました。

以上2点です。

○武内会長 ありがとうございます。

事務局は対応できそうですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

まず、1点目の、行政からの譲渡が数的に少ないというところ、御指摘のとおり、センターから直接ということではなく、センターの譲渡事業に御協力いただいている団体を通じて、かなりたくさんの動物たちが、犬猫などが譲渡されている実態がございますので、全体の譲渡数という形では、行政の譲渡の実績というところは表現されているところでございますので、併せて考えていくというところになるのかなと思います。

こちらで述べたいところなんですけれども、やはり行政が譲渡を行っているというところ、センターに犬猫をもらいに来るとい、センターに人が集うというようなところも併せまして、今後目指していく姿に近づけたいというところもございまして、こういった表現にさせていただいたところがございます。ほかの統計数値と併せて表現を記載しているというところで読み取っていただければありがたいかなと思っております。あ

りがとうございます。

それから、2点目の口頭指導の件数なんですけれども、実は統計資料上、御指摘のとおりなんですけれども、やはりお店に伺って監視を行うときに、ちょっとした注意指導ですぐに改善されるようなもの、これは文書を通じて指導するというようなところまで至らずに、口頭指導の段階で改善を図っていただくというような指導を行っております。ただ、こちらの指導件数を集計、統計上まだ計上していないところがございますので、統計資料という形で17ページの表ではこのような表現になってしまうんですが、口頭注意指導の件数という形ではなかなかちょっと表現できる統計を取っていないという実態がございますので、申し訳ありませんが、ちょっとこちらについては件数を挙げることはできないというところになっております。

以上でございます。

○武内会長 ありがとうございます。

どちらも東京都、できるだけ正直に、よりよく見せたいという御意見だと思いますので、今後実際に数えていくとか、そういうことも含めて御検討されたらよろしいのではないかと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。工夫させていただきます。

○武内会長 ほかにいかがでしょうか。

平野委員、どうぞ。

○平野委員 御説明ありがとうございました。

御説明の中で、犬によるこう傷の事件数というのが結構多いということがとても気になるところです。私も飼い犬にかまれて入院したということがありました。訓練士さんを毎週家に呼んで訓練をやっていましたが、それでもかまれてしまったという自身の経験があります。私は人の多いところに出かけるときには必ず口輪をすると訓練士さんの指導でやっていました。こう傷事故がなかなかなくなるというのは大変気になることです。かませないという指導をもう少し徹底してやっていくということなどは、どのように考えているのかということと、飼えなくなった場合の準備をしていない方が6割もいらっしゃるというのは大分驚きです。飼い主側の問題であるという意識が薄いのかなと感じています。前からこういった指導とポスター等を見たことがありますが、もっと強化していくというような施策の準備とかがあるのかを伺いたいと思いました。

○武内会長 事務局からお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

まず、1点目のこう傷事故なんですけれども、年々漸増傾向にあるというか、残念な統計が出ております。事故が発生した際に、飼い主さんには条例に基づき届出を行い、事故の再発防止、それから被害者の方への救急的な措置も含めまして、対応する義務がございます。犬の場合は、こう傷事故を起こした場合には、狂犬病であるかどうかというところで検診を受ける義務もございます。

こうした形で、現在この約600件という件数なんですけれども、届出をされた件数という形になっております。こちらにつきましては、最近の事故の理由等を拝見いたしますと、今にもかみつくぞというような犬が事故を起こしているということではなく、散歩のときに擦れ違いざまに、普通の小型犬であったり、普通に歩いている犬が突然、隣を歩いた人の足をかんでしまうとか、そういった事故も増えているような傾向があります。そういった事故が起きたときの対応はもちろんなんですけれども、事故を起こさないようにということで、やはり散歩をするときのマナーも含めまして基本的なところ、飼い主さんが犬を守るため、それから自分も、それから周りの人も守るために、社会のルールとして上手に散歩ができるように基本的なしつけを行うというところ、こちらにつきましては、犬の飼い方でありまして、そういったパンフレットや適正飼養の講習会の中で都民に普及啓発をしているところになります。もちろん事故が起きたときも、飼い主さんに対して必要な指導を行うというところで、再発防止に努めているところでございます。

それから、2番目の飼えなくなった場合の備えですね、万が一の備え、こちらにつきましては、会長、第3のところでも触れるところがございますが、後ほどまたそちらのところについても課題認識をして、今後の取組に生かしていくべきだというような御意見も含めてまとめているところもございますので、後ほど併せて御説明させていただくというところでよろしいでしょうか。

○武内会長 ありがとうございます。

ちょっと不規則な意見かもしれないですけど、このこう傷事故の中身というのは、件数など調べられているのでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 小委員会の資料でお示しをしているところでございます。

第1回の小委員会の資料で、参考資料2-2として集計してございます。この集計結果なんですけれども、先ほど申しました事故発生届、こちらで発生場所であったり、事故時、どんな状況であったのか、それから被害者が例えば犬に触ろうとしたとか、そういった状況について記載の項目がございまして、それを取りまとめたものになります。第1回の小委員会の資料の参考資料2、統合版の13ページになります。

先ほど私が申しました散歩中の事故なんですけれども、事故時の状況としましては、綱等で保持して運動中というところに計上されており、非常に高い数値があるのが見てとれると思います。やはり飼い主が飼い犬をコントロールできるようになっていることはとても大事なことです。例えば交通事故に遭うのを防ぐことにもつながりますし、犬と自分を守るためにもつながりますので、犬の動きをちゃんと制御できるようになることというのは、基本的な対応の一つではないかと考えております。

○平野委員 今のことに关してですが、もう亡くなっていますが私の犬は扱いが大変な犬だったので、散歩中は周囲を大変気にしながら歩いていましたが、すれ違い際にいきなり触ってくる人がいます。怖がり屋で逃げるためにかんでしまうという傾向がありまし

た。訓練士の指導で散歩のときは、常に犬の尻尾であったり表情であったり観察していたのですが、犬好きと称している人に限っていきなりわーっと近寄って来て触られ、何回もヒヤヒヤしました。犬に近寄って来そうな人を見かけると、うちの子はかみますと最初に言って、来ないでくださいとお願いするというようなこともやっていました。多くの人は犬を買うとき、姿仕草がただかわいいと思って求め、飼うのですが、犬の習性や飼う際のマナーといった指導というのは、バイヤーさんからは全然受けていないです。日本では、売ることを優先しているバイヤーさんが多いと感じました。海外では何度かかむと殺処分というような厳しいルールがあるという国や州があると聞いていますが、一度飼った犬をちょっとかむからといって殺処分というのは可哀想です。日本では厳しくないのですが、飼い主や飼っていない人への発信の仕方というのも工夫し、ぜひガイドラインなどで示していただけたらと思います。これから飼う方には徹底して飼い方を指導し、飼い主も愛犬も不幸にならないようにしていただきたいと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

飼い主への指導という点で、先ほど事業者さんから御説明がなかったという御意見があったところですが、動物を販売する際に、飼い方や感染症予防に関する説明事項や関連する法令、例えば狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射など、そういった事項を事業者さんはあらかじめ説明をする義務がございますので、そういったところも併せまして、事業者さんへの指導というのは行っているところがございます。引き続き指導をまいります。

それから、飼い主さんへの啓発というところも、飼う前から考えるべきことも含め、普及啓発に引き続き力を入れていきたいと存じます。ありがとうございます。

○武内会長 1番目の第2の中で、一つ目と三つ目を少しまた強くやっていくということになろうかと思います。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 動物愛護推進員と共にドッグライフカウンセラーということもやっております、飼い主さんのカウンセリングを仕事にしておる佐久間でございます。

犬のこう傷事故の背景として、実際に多くの飼い主さんと接してきた経験から言いますと、犬はそもそも、よく犬の社会化とかを言う方が最近増えているんですけども、犬は別に学校を卒業して就職して社会に出ていたりしないので、飼い主さんや周辺の人と仲よくできればいい動物であるとは私は思っているんですけども、そもそもお母さん犬から犬が犬同士の付き合いを教わるのは、挨拶の仕方とかを厳しく教わるのは、生後6か月から8か月ぐらいというふうに言われているらしいんですね。そのときにブリーダーさんなりペットショップなりで、生後2か月で買われてきてしまう子たちは、それを知らない。つまり、ルールを知らない犬同士が道端で擦れ違う、ドッグランで擦れ違うということが、だんだん常態化しているのではないかと。それが、全然挨拶の仕方を知らない犬同士が近づく、さらに、それを連れている飼い主さんが全然犬社会のルー

ルを知らないで、ああ、かわいい、ご挨拶したいのねといって近寄せた結果として、かみつき合いが起こるということは多々目にしています。

先ほど、岩浪委員ともちょっと事前に立ち話で話してはいたんですけども、例えば私が行政から動物に関する講座を依頼されるとき、行政からは、猫の予算しかないの、猫の話をしてくださいというふうに言われることがほとんどです。例えば犬の飼い主さん宛のマナーアップ、お散歩中にどうしたらいいですかみたいなことの講座をやりたいと言いましても、いや、予算がね、猫しかないの、だから猫の話でお願いしますということで、猫は室内飼いしましょうというようなことを言おうとしても、猫の飼い主さんは割と外に出ないので、市民講座にも出てこないということで、参加者が非常に寂しかったりする。本当に必要なところに予算が回るようにしていただけると、うれしいなと思っています。

以上です。

○武内会長 事務局、いかがでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

御意見は普及啓発の機会がもっとあるといいという御趣旨だと理解させていただきたいと思います。普及啓発の強化というところで、第3の今後のあり方のところでも、小委員会でも議論があったところで、適正飼養、普及啓発を進めていきたいというところでき取りまとめをしておるところでございますので、後ほどまた改めて確認をさせていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○武内会長 少し時間が押してきておりますので、もしなければ。

東委員、どうぞ。

○東委員 ありがとうございます。まず、1点目なんですけれども、先ほど詳しく御説明いただきました資料14ページの致死処分の表記についてなんですけれども、現状として、センターの整備基本計画においては新たな表現を使用しているということですが、これは今後東京都として統一して、今審議をしている動物愛護管理推進計画、こちらにおいても同様の新しい表記に変更していくということでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

今の表記の件なんですけれども、現行の推進計画の2本目の施策の方向性で、動物の致死処分数の更なる減少を目指すというような柱もございまして、どうしてもこの「致死処分」という言葉が使われているというところがあり、言い換えがなかなか難しいところがございますので、ここの議論の中では推進計画の用語を使ったりとかいうところがございまして、全部書換えというのはしておりません。ただ、注釈として入れさせていただいた中身ですが、東京都が行っている致死処分、センターに入ってきた動物が死亡した状況、分類の中身につきまして、区分の仕方はまるでこれまでの状況と全く変わっておりませんが、より分かりやすい表現で今後整えていきたいというところで、まずここで表明をさせていただいたというところになります。

○東委員 分かりました。

意見なんですが、私はどちらかという、変更することには反対の立場でして、もとの表記で、傷病等により死亡したもの、寿命を迎えて死亡した動物については、確かに引取・収容後に死亡した動物という表現でよいのかと思うんですが、やはり人間が動物を殺すことに手を貸したものについては、新しい表現よりも致死処分のほうが分かりやすいのではないかなというふうに考えております。また、致死処分の中でも、特に、以前も申し上げましたが、その動物の性格によるものですね。具体的には、著しい攻撃性と表現されている動物たち、ここについては別枠にして数字を出してほしいなど、ぜひ思います。それだけを致死処分にして、残りを、複雑でちょっと難しいんですが、引取・収容後に死亡したものにするのは構わないと思うんですけども、私の意見としてはそのようなことだということを述べさせていただきます。

次にお伺いしたいんですが、狂犬病の予防接種なんですけれども、こちらは接種率が減ってきているということで、私は結構危機感を持っているんですが、この点に対しては重点的に取り組んだりとか、そのような予定はありますか。

○武内会長 事務局、いかがですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

狂犬病予防接種、それから犬の登録、狂犬病予防接種につきましては、狂犬病予防法に定められた所有者・管理者の義務というところになっているところでございます。こちらにつきましては、区市町村が事務主体でやっているところでございますが、飼い主への普及啓発というところで、区市町村による普及啓発だけでなく、東京都としても犬の飼い主に徹底をしていくというところで考えております。

なお、狂犬病予防法につきましては、今年度、来年3月から施行規則が改正になるというところもございますので、法令改正の周知も含めまして、飼い主さんへの徹底が必要であるというふうに考えております。

○東委員 基本的には100%であるべきものだという認識をしておりますので、現状としてはかなり低いものと思っております。もし海外から入ってきた場合、すごく大変な事態になることが想定されますので、取組をお願いしたいと思います。

次に、苦情についてなんですが、先ほどもお話がありましたけれども、これ、監視した件数なんですけれども、これは例えば令和6年度ですと4,377件と書かれているその他の部分、これは大体1回注意したら直るものなのか、それとも何回も注意してこの件数になっているのか、どちらなのか教えていただきたいと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 17ページにございます表の中でおっしゃっているところでしょうか。

○東委員 はい、そうです。

○栗原動物愛護管理専門課長 これは動物取扱業者に関する監視の状況として統計を出しているところでございます。これは通報があつて、それに対して監視を行った件数とい

う形で出しているところなんです、一度だけでやっぱり改善が見込めなかったものについては、複数回同じところに監視指導に行くというところは実際行っております。そのトータルになります。

○東委員 ということでしたら、監視件数だけではなくて、対応した事業者数、何事業者に対して監視をしたのか、苦情があったのか、ここをぜひ記載していただきたいというふうに思います。今の状況ですと、4,377か所に行ったのかなというふうに解釈もできますので、ぜひその点、御検討いただきたく思います。

あと、最後にいたしますが、動物取扱業の増加についてなんですけれども、先ほど第一種についてお話いただきました。データを見ますと、第二種についても令和元年度から増加をしているところがございますけれども、これは全国的な傾向なのか、東京都のみののか、また、具体的にどういった業態が増えているのか、その辺りをお願いいたします。

○栗原動物愛護管理専門課長 こちらも第二種の状況というところで、17ページの統計資料というところで大丈夫でしょうか。

○東委員 第一種、第二種という。

○栗原動物愛護管理専門課長 第一種、第二種で、すみません、今、全国の統計につきましてちょっと確認をさせていただきたいところがございますが、第一種、第二種の種別でしょうか。

○東委員 業態については表にあるんですけれども、もう少し具体的なものが分かれば。

○栗原動物愛護管理専門課長 譲渡し業というのは、大体が保護動物を譲り渡すというような業態です。

○東委員 はい。では、保管業についてお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 第一種、第二種、合わせてですか。

○東委員 はい。

○栗原動物愛護管理専門課長 まず、第一種ですけれども、トリミングサロンやペットホテル、それから、東京都で多いのがペットシッターさんといって、施設を持たない事業者さんも非常に多いところがございます。という保管業が非常に多いというような実態がございます。

ここで、昨年度に出されております国の統計資料を確認いたしますと、第一種につきましては、一番多い業態はやはり保管業という形で統計が出ております。それから、第二種につきましても、やはり譲渡しの種別が非常に多いというような傾向があるということで、東京都と同じようなところが見える統計が出ております。

○東委員 分かりました。結構ペットシッターであったり、小規模な施設がすごく増えているというお話も伺っておりまして、そういったところは割と行政としても目が届きにくいような御意見も市民の方から伺っておりますので、ぜひ集中的に目が届くように取り組んでいただきたいというふうに思います。

すみません、以上です。

○武内会長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○武内会長 それでは、次に移りたいと思います。

資料の続きの説明をよろしくお願いします。資料3の第3のほうからですね。

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、第3の東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について御説明いたします。この説明につきましては、資料2で御説明したいと思います。

32ページを御覧ください。

まず、冒頭におきまして、第1、第2でまとめました課題や現行施策の評価につきまして、現行の推進計画における施策展開の方向に沿いまして、着実に取組を実施し、一定の成果を上げてきたものと評価できるとしております。

一方で、近年の動物愛護管理施策を取り巻く社会状況等の変化を踏まえた対応が求められていること、感染症対策などにおきましては、人、動物、環境の健康を一つとして捉えるワンヘルスの理念が重要となってきたところがございます。

これまでの取組の成果を基盤としつつ、社会状況等の変化やワンヘルスの理念も踏まえ、推進計画で掲げる「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」に向けて、施策を一層推進していくことが必要としてまとめております。

以下、施策展開の方向性の四つの柱に沿いまして、16の重点施策の中で、今後より深化していくべき取組等について提言をまとめております。

まず、一つ目の柱でございます。動物の適正飼養の啓発と徹底でございます。人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、第一に飼い主が人の生命、身体、財産に対する侵害を防止するという責務を負い、また、動物をその終生にわたり適正に飼養しなければならないという責任を自覚することが重要である。これは先ほど飼い主さんがきちんと飼うときに認識をして飼うべきだというような御意見にも通ずるところと考えますが、こちらでまとめさせていただいております。

飼い主の自覚を促すに当たりましては、ワンヘルスの理念も踏まえた適正飼養の更なる啓発と徹底が必要となります。

まず、一つ目の重点施策で、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化がございますが、この重点施策の中では、飼育するペットが飼えなくなったときの準備をしていない飼い主が半数を超えた、先ほど課題、問題意識として御意見いただいたところでございます。飼い主に対しまして、終生飼養や万が一に備えた準備等の啓発を強化する必要がある、こちらで必要性を述べさせていただいております。あわせて、動物に係るボランティア活動への参加や、触れ合いやコミュニケーションを目的としたロボットの活用など、自らペットを飼うこと以外の選択肢を提示するなど、関係機関と連携いたしまして、

紙媒体を含むあらゆる広報媒体を活用しまして情報発信の実施が重要となるとしております。

また、ペットの迷子対策として、所有者明示は飼い主責任の一つでございますが、有効であるマイクロチップにつきまして、装着後に飼い主情報の登録、変更登録を適切に実施していない事例がございまして、変更登録が確実に実施されるよう、この制度の適正な実施につきまして啓発を促進する必要があるとしております。

二つ目、こちらにも犬に関するところというところで、犬・猫の適正飼養の徹底の中で、特に犬のこう傷事故について触れております。こう傷事故件数が増加していること、さらに都内の狂犬病予防接種率が低下傾向にある、先ほど御意見いただいたところを問題意識として記載しております。今後、予防接種の通年接種が可能となる施行規則改正の施行を控えまして、接種率の一層の低下が懸念されるところがございまして。

また、犬による危害を防止するために、区市町村と連携いたしまして、人と犬が共に暮らしていく上で必要なルールを学ぶ基本的なしつけの重要性、これも先ほど述べたところでございますが、こちらを強調しております。犬の特徴の理解、必要に応じた専門家の活用など、事故防止の実施、それから予防接種の徹底などにつきまして、飼い主に対して周知・啓発していく必要があるとしております。加えて、基本的なしつけにつきましては、犬の特徴の理解など、飼い主と犬との信頼関係を深め、双方にとって心豊かな生活の実現につながるものであることについても、理解を促していくことが望まれるとしております。

あわせて、猫の飼養三原則についても啓発を促進することが重要としております。

三つ目の重点施策の項目の中におきましても、地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備という重点施策があるところですが、こちらの中で、やはりペットを飼うことによって生活環境が損なわれてしまうケースがあること、そのトラブルの中では、飼い主が自分で解決することが困難となっている事例があることを記載しております。その解決のために、身近な地域で相談支援を受けられる体制が整っていることが必要ということで、改めてこちらで必要性を述べております。

そのため、全区市町村におきまして、こうしたペットに関する相談支援を受けられる体制が着実に整備されるよう、引き続き区市町村に対して、支援を実施していくことが重要であろうということで、さらなる促進という形で必要性を記載しております。

四つ目の項目ですが、多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携というところでございます。多頭飼育など、不適正な飼養に係る問題、これについては様々な背景がございまして。経済的困窮、社会的孤立等、複雑に絡み合っている場合がございます。動物愛護管理分野のみの対応では根本的な解決が難しく、社会福祉的支援が必要となる事例も多くございます。

この社会的な問題に対しまして、区市町村と都の動物愛護管理担当部署間が連携することはもちろんですが、区市町村においては、生活衛生、福祉、地域保健、それから警

察など、行政を中心とした地域の多分野の関係者が、ケースに応じて連携して取り組むことが重要ということで改めて記載をしております。加えまして、連携の土壌を作るためには、各担当部署がそれぞれ関係者であるという認識を共有しておくこと、自分たちの問題であるということで認識を共有していくことが必要としております。

都におきましても、飼い主の病気、多頭飼育による引取りなどが多く、根本的な解決や迅速な対応を取るために、福祉部署等との連携事例がございますので、こういった事例を蓄積いたしまして、関係者に対して具体的な取組等をまとめた情報の共有など、一層促進していく必要があるとまとめております。

続きまして、2本目の柱でございます。動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進についてでございます。

都においては、殺処分ゼロを平成30年から継続しているところでございます。致死処分数も低水準を維持していると評価いただいております。引き続き致死処分の更なる減少を目指すためには、引取・収容数を減らす取組と新たな飼い主への譲渡を促進するための取組を政策推進の両輪といたしまして、総合的かつ計画的に推進していくことが重要としております。

まず、一つ目としまして、センターに入ってきた保護動物たちへの適正な飼養管理というところでございます。高齢動物、人馴れしていない動物は譲渡が遅れる傾向にございます。このため、センターからの譲渡を一層推進していくために、引取り又は収容された動物を、新たな飼い主に譲渡できるよう、収容動物に関する治療技術などを向上させていくことが重要という御意見をいただいております。

さらに、職員の動物へのトレーニング能力などを向上させることで、問題行動の見られる動物を、人との生活に適した状態としていくことが重要としております。

こうした取組を推進するために、臨床獣医師、トレーナー等の専門的知見を有する関係者と連携・協力を図りつつ、動物福祉に十分配慮した飼養管理が実践できるよう、センターの飼養管理能力の一層の向上を図っていくことが必要とまとめております。

それから、出口対策になりますが、動物の譲渡拡大のための仕組みづくりの重点施策になります。動物の譲渡の取組に関する認知度は高いものの、入手先は依然として、犬についてはペットショップが最多となっております。猫はボランティア団体からの譲渡が最多となっておりますが、こちらは先ほど御指摘を受けたところでございます。行政機関からの直接の譲渡というのは、犬・猫ともに低い状況にございます。

このため、やはりセンターからの譲渡というのも団体を通じての譲渡と併せて、センターに集っていただいて譲渡を受けていただくというところを促進していくためにも、「譲渡促進月間」において、引き続き重点的な広報を実施していくとしております。

また、こちらの（２）の最後のパラグラフなんですが、審議会、小委員会の中で、動物愛護団体等から譲渡を受けた中に、譲渡に適さない動物の譲渡、かみ癖といった問題行動や病気などの動物に関する情報が十分に提供されなかったために、譲り受けた飼い

主さんが苦勞されるといった不適正な譲渡があったという御意見もいただいております。
ところでございます。

こういった譲渡に関するトラブルをなくしていくためにも、センターなどにおける対応事例等を集積していく中で、啓発に活用していくことが重要とまとめております。

三つ目としまして、こちらは引取数に関する指標への意見になります。こちらの指標は、現行の推進計画で目標とすべき指標というのを指しております。

こちら、第1回の審議会資料になりますが、資料2の2ページ目でございます。第1回審議会資料は統合したデータをお手元で確認いただけますが、こちらの5ページ目になります。現行の推進計画をまとめたところですが、右上の2の柱の下のところに表が出ております。動物の引取数の全体について更なる減少、それから致死処分数について、①の動物福祉の観点から行ったものや引取・収容後に死亡したものというところで、こちらでも更なる減少、殺処分についてはゼロを継続、犬・猫の返還譲渡率について更なる増加、こちらを指標として目標に掲げていたところでございます。これについての御意見という形でまとめております。

また資料2、34ページにお戻りください。

近年の動物の引取数は低水準を維持しております。これは区市町村や地域におけるボランティアの皆様の飼い主のいない猫対策の進展のほか、様々な情報発信の強化、それからセンターでの飼い主への説諭等々、こうした様々な取組が成果として表れた結果と言えると考えます。

一方で、引取数が一過性に増加する傾向も見られます。理由としましては、例えば高齢者の入院や多頭飼育崩壊などで、瞬発的に引取数が上がってしまう事例もございます。飼い主自身で新しい飼い主を探すなど、取り得る方法を検討・実践してもなお、問題の解決が独力では困難であるといったやむを得ない理由として認められる事例が実際発生しており、こうしたことが背景にございます。このようなやむを得ない引取りにつきまして、小委員会の中でも意見をいただいたところでございますが、セーフティーネットとしての動物愛護相談センターの必要な機能であるということは、改めて認識すべきというところとして御意見をいただいております。

このため、推進計画に掲げる取組を総合的に進めることで、引取数の更なる減少を図るというこの指標の方向性は維持しつつも、指標として引取数の更なる減少というふうな取扱いをずっと続けることには、なかなか無理があるのではないかと御意見を踏まえ、今後検討を重ねていくべきとまとめております。

続きまして、3番目の柱でございます。事業者等による動物の適正な取扱いにつきまして御説明をいたします。

都内の動物取扱業者ですが、先ほど御質問をいただいたところでございますが、第一種動物取扱業では保管業、第二種では譲渡し、こうした種別を中心に全国最多の数となっており、依然、増加傾向にあります。これに伴い、苦情受理件数は高止まりというよ

うな形で推移をしているところでございます。都内で開催される爬虫類等の展示即売会などのイベントも年々増加しております。こうしたことが重なりまして、監視件数は令和6年度実績で年間6,000件を超えており、現行の計画の開始前の令和2年度に比べますと約1.2倍、徐々に徐々に増えてきているところでございます。

事業者による動物の適正な取扱いを一層推進していくために、東京の地理的特性、それから対象施設の分布状況等も十分に考慮しながら、事業者の増加に応じた監視指導、苦情対応に的確に対応するための体制を、人員、それから運用の面から確保する必要があると御指摘をいただき、まとめております。

まず、取扱業への監視強化という重点施策についてですが、動物取扱業におきましては、現在、国におきまして、犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準の制定等、手続が進められているところでございます。そうなりますと、これまで以上に多岐にわたる項目について監視指導を行っていくことが求められます。一方で、監視を行う職員の人数に限りがございます。タブレット端末や監視時の画像記録等を活用したデジタル化による効果的・効率的な監視指導など、監視体制の整備がより一層必要であるとまとめております。

また、都政モニターアンケートで、都民が動物取扱業者に望むことということで、半数以上が「飼い主に対して、ペットの飼い方、感染症の予防方法等をきちんと説明すること」、これも先ほど事業者による販売の際の重要事項の説明について触れていただいたところでございますが、ここにも記載しておりますが、動物の適正な飼養又は保管に必要な事項、感染症の予防方法など、先ほど御説明したとおり、法令に基づき事業者には義務づけられているところでございます。このため、動物取扱業者に関しましては、販売時の事前説明を含む法令遵守の徹底、新たな規制が制定された際の周知、効果的な啓発を行う必要があるとまとめております。

さらに、近年、犬猫以外の多様な動物の展示業、いわゆる動物カフェと言われているような展示業がございますが、こうした業態が展開される一方、飼養管理が難しいような珍しい動物を扱う施設も散見されております。ほぼ毎年ですが、実はこうした施設において、こう傷等の事故も発生しております。このような新しい事業形態、飼養動物の不適正な取扱い、事故等が発生した場合など、新たな規制の遵守事項の確認と併せまして、期間や対象を限定した監視指導を行っていく、特定の業種を対象とした啓発を行っていく、こうしたことを検討していくことが重要との御意見をまとめております。

最後の柱でございます。動物由来感染症・災害時への対応というところでございます。動物由来感染症や災害時の危機管理対応、これにつきましては、狂犬病予防接種や発災時に備えたペットの防災用品の備蓄など、平時からの備え、これが重要になるということで、改めてまとめております。

このため、ペットの飼い主をはじめとした都民、それから動物取扱業者などにとって必要となる感染症予防やペット防災に関する情報の発信を充実させていくべきであると、

そのことが重要であるとまとめております。

まず、一つ目の動物由来感染症への対応強化という重点施策の中身になりますが、より注意すべきものということで、近年、交通手段の発展等によるボーダーレス化に伴い、動物由来感染症が海外からもたらされるリスクが高まっているところでございます。国内でも感染症発生地域が拡大しやすくなっているといった現状もございます。都内においても、令和4年に飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生があったり、昨年度ですが、飼い犬の重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の感染事例が確認されるなどの情報提供もしているところでございます。

こういった動物由来感染症への対策といたしまして、発生状況などの実態把握、それから調査研究を促進していくとともに、その結果につきまして、それからワンヘルスの理念を踏まえた予防のための啓発、こちらを徹底していくことが必要としております。

二つ目のペット防災というところでございます。災害への備えと発災時の危機管理体制の強化という重点施策につきましては、「令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集」、これは令和7年9月に環境省が取りまとめたものになります。こちらでは、令和6年1月に発生しました能登半島地震におきまして、被災自治体、それから地元獣医師会を中心に、ペットに関して様々な対応が取られた内容につきまして報告されております。一方で、避難所における人とペットのすみわけや、ペットの飼い主と動物アレルギーを持つ方、動物があまり好きでない方などとのトラブル、それから、普段からケージ飼いに慣れていないペットが多いといった、平時からのペットの基本的なしつけや飼養方法などが課題として報告されているところでございます。これを受けて、現在、環境省では「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂を進めているところでございます。

都においては、動物病院などを利用する犬・猫の飼い主やイベント会場への来場者に対して直接的にも普及啓発を実施しているところでございます。そのほか、動物愛護推進員や区市町村の動物・防災行政担当者に対しまして、発災時を想定した講習会なども実施しております。一方で、飼育実態調査では、ペットの同行避難について知らない飼い主、これも約4割いらっしゃるという結果が出ております。加えて、都政モニターアンケートにおきましても、都が今後取り組むべきペット対策として、災害時におけるペットと飼い主の支援体制づくりを望むという飼い主が平成29年度の調査と比べまして、若干の増加を見ているところでございます。

今後、発災時に備えた対策を推進していくために、ペットを飼っていない人も含めた都民全体に対しまして、同行避難の意義や日頃の備え等、ペットの防災に関する認知度向上、これを目指した啓発を一層充実していくとともに、発災時を想定しました同行避難訓練を実施する区市町村を支援するなど、避難所運営に係る支援を強化する必要があるとしております。さらに、令和元年度に「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」、これは東京都のマニュアルで、風水害の事項を組み入れて改訂したところでござ

いますが、こちらにつきましても国のガイドライン改訂なども参考に、改訂から時間もたっておりますので、アップデートをしていく、検討することが重要であるとの意見をまとめてございます。

以上、駆け足となってしまいましたが、第3の章の説明を終わります。

○武内会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、町屋委員。

○町屋委員 御説明ありがとうございました。

はじめに、1点、訂正していただきたいところがありまして、それは、ページ34の猫の入手先のところです。御説明では入手先のトップは譲渡が最多とのことでしたが、最新の令和7年のペットフード協会のデータによると、猫の入手先はペットショップがトップになっていたかと思います。ついに猫もペットショップからの購入がトップになったかと非常に印象に残っていたところでしたので、確認をお願いできればと思います。

それと、35ページの都民アンケートの、動物取扱業への監視強化のところ、都政モニターアンケートでは、都民が動物取扱業者に望むこととして、半数以上が飼い主に対してのペットの飼い方とありますけれども、このペットというのは、犬猫などの家庭動物だけではなくて、野生動物も含まれてくるかと思います。都内のペットショップを見てみますと、普通に、野生動物も販売されています。例えば、ミーアキャットとかフェネックとか、そういった個体を見る機会が非常に多いです。そして、中には生態・習性に合わないような飼養管理や不適切な展示をしているところもあり、そのようなペットショップが野生動物の飼い方をしっかりと購入者に対して指導できるかといいますと、十分ではないと思いますので、ここも重点的に対応していただきたいなと思っております。

そして、36ページのところの動物由来感染症にはあてはまらないかもしれませんが、ワンヘルスの観点で見ますと、耐性菌の問題も入ってくるかと思います。そういった中で、東京都はすでに取組をされているかとは思いますが、耐性菌などの問題について、今後の取組と、どのように都民の方々に情報を還元されていくのかというところを教えていただければと思います。

○武内会長 事務局、お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

三つ御質問いただいたというところで、まず一つ目の猫の入手先ですが、実はこちらの調査の基になっているところが、令和6年度に行いました犬・猫の飼育実態調査が基になっています。ペットフード協会さんの最新のところが、ちょっと対象であるとか、取り方というところがまた異なる調査だったというところになりますので、これにつきましては、東京都の実態を調査した犬・猫の飼育実態調査を基にしているというところ

で御理解いただければありがたいと思います。都民を対象としたアンケート調査が反映されているというようになっております。

それから、2点目のところで、35ページの飼い主への販売時の説明事項に関するところで、犬猫以外の動物への説明についても徹底をしていくべきであるという御意見ですが、こちら、ペットという書き方がされておりますので、犬猫以外も、もちろん今、珍しい動物のことにつきまして御意見いただいたところでございますが、そのほかもうサギやハムスターやモルモットなど、鳥類も含めまして、様々なペット動物を飼われている方々がいらっしゃると思います。それらも含めまして、事業者にはその動物の特性に沿いまして、飼い方であったり、注意事項であったり、感染予防の注意事項であったり、説明する義務があるというところは御指摘いただいたとおりでございます。それも踏まえまして、引き続き監視指導を行っていきたいと思っております。事業者への案内もしていきたいと考えております。

それから、ワンヘルスに絡めての御質問、ありがとうございます。動物由来感染症に関しましては、東京都でも中間報告にも一部入れておりますが、飼養動物に関しまして、病原体保有実態調査であったりモニタリング調査などの共通感染症の発生状況について調査を行っているところでございます。その際に、検体の一部について薬剤耐性などの調査も併せて行っておりまして、こちらに関しましては、動物由来感染症検討会という会議体がございます、こちらで調査結果に基づく様々な議論をいただく中で、その結果を基にどのように予防啓発をしていったらいいかという御意見も含めていただきながら、様々な普及啓発の資材であったりとか、様々なアナウンス、事業者指導等に生かしていくというような体制を取っておるところでございます。

以上でございます。

○武内会長 よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

竹内委員、よろしくお願いします。

○竹内委員 1点だけ。災害時への対応強化のところで、市町村における災害時の対策の取組状況というところで、ペット対策のマニュアルの整備がなかなか進んでいないというところで、市町村は44%、特別区、23区であっても、23のうち19で、4つの区でマニュアルが作られていないというところで、やはり何か起きたときにもう大変な混乱が起きることが、マニュアルがないとなかなか動きづらいというところもあって、やはりそのところで、都のほうで作ったマニュアルを使うというようなことであればまだいいんですが、そうでないと、なかなか市町村あるいは区の単位で動けないところで大きな混乱が起きることが予想されますので、ぜひこの部分については重点的に、なかなか都だけで市町村にしてもらうというのは難しいかもしれないんですが、ぜひ重点的に推進していただければというふうに思っています。

以上です。

○武内会長 事務局、いかがですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

マニュアルの整備状況につきまして、中間報告では、統計資料といたしまして21ページに表で表しているところについて触れていただいたところだと思います。こちら、マニュアルの整備状況というところで、確かに全て完備というような状況には至っていない現状がございます。これにつきまして、先ほど第3の最後のところで、国のガイドラインが今改訂をされ、今後公表される場所であり、東京都としても避難所に関する指針なども出ているところがございます。併せて参考にしながら、現在あるマニュアルですが、これは令和元年度に改訂したマニュアルというところで先ほど御説明をしたところでございますが、こちらにつきましては、実は動物愛護相談センターの活動マニュアルというところが主軸にはなっておりまして、都の動物愛護相談センターがどう動くかというところを見ながら、区市町村が各フェーズでどのように動くか等を対比できるように、地域防災計画に基づく流れに沿った構成として作っているところがございます。なので、それぞれの自治体さんの地域特性に合わせたマニュアルかと言われると、一般的な汎用できるような内容が記載されているところです。ただ、御指摘があったように、区市町村のマニュアル整備などで参考にさせていただくという目的もございますので、区市町村にこうしたマニュアルの改訂をきちんと示して、周知、情報共有をしながら進めていくというようなところが非常に大事なと認識しております。都マニュアルの改訂につきましても、そういった意識を持ちながら改訂をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○武内会長 ほかはいかがですか。

東委員、どうぞ。

○東委員 2点質疑をさせていただきます。

1点目は、35ページにあります動物取扱業への監視強化についてです。これからさらに詳細なことを監視する必要があることから、デジタル化を進めていくということが書かれておりますけれども、ここには非常に簡単に記載をされておりますので、今後のスケジュールであったり、もっと詳細が分かるような、今分かればその内容をお伺いしたいですし、今分からなくていつぐらいに決めますというものがあれば、お伺いしたいと思います。

○武内会長 事務局、どうぞ。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

こちら、タブレット端末や監視時の画像記録等という記載についてですが、審議会や小委員会において、よりこういった手法を生かしていくべきだという御意見を入れ込んでいるところがございます。事例の積み重ねというのも大事ですので、監視員間でその事例が共有できるように、画像記録等の共有ができるような体制を取るべきであるというような御意見をいただいております。

なお、タブレット端末につきましては、現在配備されておりまして、監視に行ったときに、関係法令や、それから参考となる専門的な資料であるとか、そういったものを簡単に検索できて、事業者に分かりやすくお示しすることができるツールとして活用するなど、今、活用方法も含めまして検討を進めているところでございます。個人情報の持ち出しですとか、そういったところの制約もあるところでございますが、なるべくデジタル化を進めるということで、監視を行う際に、事務の軽減といいますか、効率化が図れるような手法について、現在、検討を進めているところでございます。

スケジュール感につきましては、動物愛護相談センターのほうから御説明いたします。

○高橋動物愛護相談センター所長 動物愛護相談センターの高橋でございます。御質問ありがとうございます。

動物取扱業の監視に伴うデジタル化、D X化につきましては、先ほど栗原から御説明しましたように、監視業務において今年度からタブレットの活用の検討を進めております。監視の点検の記録票などがあるんですが、そういったものをデジタル化で進めていければいいのかなといった観点で今進めております。といいますのも、今、現場に持っていくのが紙媒体で持って行って、チェックして、それをセンターに持って帰ってからまた入力するという、そういう作業を行っております。そういったところがデジタル化が進むことによりまして事務の省力化・効率化が図れるのかなといったところが一つございます。

それから、もう一つが、電子媒体で持ち歩くことができますので、例えば私たちがお持ちしているパンフレットですとか参考資料の類い、こういったものが一々紙で持っていかなくても、冊子で持っていかなくても、タブレット1台で持っていけるという利点がございます。ですので、そういったデータをファイル形式で蓄積させていただいて、監視の際に活用させていただく、取扱業者の方にお示しさせていただくですとか、そういったような活用ができると考えております。タブレットも、本格的に配付されたのも今年度からとなっておりますので、これを有効的に活用できるように検討を進めているところでございます。

以上です。

○東委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、すみません、この内容については、今が質疑する最後のタイミングでしょうか。

○武内会長 そう考えていいです。

○東委員 今2回目ですけど、この後はないですね。であれば、ちょっとお伺いしたいんですけれども、第1回目のときに、不適切に動物を取り扱っている愛護団体への指導をするべきじゃないかという発言をさせていただきまして、そのことがどのように検討されたのかなということをお伺いしたいんですけれども、民間の動物愛護団体に対しての行政の介入については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○武内会長 事務局、どうぞ。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

第1回で御意見いただいた内容も含めまして、譲渡に関する部分で、審議会で御意見をいただいた点について、34ページにトラブルのあった団体さんも含めて、不適正な譲渡を行った事例について言及があったというところで触れさせていただいております。委員からの御指摘につきましては、そのほかの不適正な事例のある団体のことについての御意見も含まれていたと思いますが、それにつきましては、取扱いが悪いであるとか、それから届出の事業者であるかどうかというところも関係いたしますが、届出事業者であれば、まず所管のセンターのほうで指導することができると思います。それから、届出をしていない愛護活動をされている方もたくさんいらっしゃいます。それにつきましては、一般の飼い主としての対応になるかと思いますが、所管の区市町村、それから動物愛護相談センターが、一般の飼い主指導という形で指導を行うことになるのではないかと思います。

○東委員 分かりました。今、指導を行うことになるのではないかというお話でしたが、実際に昨年、都民の方から通報があった際に、あまり適切に対応されなかったというようなお話を聞いておりますので、今後につきましては、通報があった際にはちゃんと現場を見に行くなど、適切な対応を進めていただくようお願いいたします。ありがとうございます。

○栗原動物愛護管理専門課長 センターに御通報いただいた内容につきましては、通報の内容にもよるかと思いますが、もちろん事実確認をすべきところはさせていただきますし、必要に応じて指導をしていくこともあるかと思いますが、御通報の内容、通報のされ方であるとか、御発言の事例につきまして個別にお答えする場ではないかと思いますが、一般的な対応といたしまして、御通報いただいた内容についてはそのように対応しているところでございます。

○武内会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。加隈委員、どうぞ。

○加隈委員 帝京科学大学の加隈と申します。

幾つか少し重なる部分もあるんですけども、質問も含めましてさせていただきたいんですが、一つ目が、まず、調査のいろいろなデータを都政モニター、それから飼育実態調査というところが長く同じ方法で行われてきているということはとても大事なことで、継続性という点では大事だとは思いますが、このタイミングで、今後調査を続けていく場合に、現在のこの調査でデータが、目的のものが取れているのかというところをぜひ御検討いただけたらと思いました。犬や全体的な動物愛護行政に関する御意見というところでは、モニターですとか、全体数が大きい調査を行うことも必要だと思うんですけども、実際の飼育されている動物の数はかなりそれなりにある中で、サンプル調査として100とか300というところで犬や猫の飼育実態というところが出てきているのは、少し少ないのかなという印象を受けました。これはどうやって今後取っていくべき

かというところは、さらに専門的にも検討できるのかなというふうに思ったんですけれども、というのは、やはり国全体というか、先ほど御指摘もありましたけれども、全国的な調査の傾向と都の傾向が異なるのであれば、それを基に、なぜ異なっていて、そこに対して都ならではの施策をしていくというところに持っていくべきかと思うんですけれども、それで言いますと、犬の飼育数が本当に増えているのであれば、そしてその結果としてこう傷事故が増えているのかといった原因の追及というところをもう少し掘り下げられると、より有効な施策ができるのではないかなというふうに思う次第です。

特に目につくところで、やはりこのこう傷事故の倍増ぐらいの件数の増加というのが、報告のハードルが下がったことによるものなのか、それとも実態として増えていて、それが、国でももちろん統計を取られているんですけれども、数としてまだ数百であれば、もう少し細かいデータを見てみることによって、例えば犬に特徴があるのか、場面で特徴があるのか、飼い主の責任だけに帰することもできないことも多々あって、それは、人は必ず失敗もしますし、犬はかむ動物ですから、そこをどのようなアプローチで対応していくのかというのは、もう少し具体的にいろいろ掘り下げられそうなんですけれども、ちょっと今の情報だけだとなかなか十分ではないのかなというところがありますので、これは今後施策の中でさらに検討されていくことかなとは思っていますけれども、その中でももう少し実際の飼育者からデータを取る部分、さらに事故のところの分析を進めていくことによって具体的な対策を検討していただければいいのかなと思ったんですけれども、まずそういった方針といいますか、予定というのはございますでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

調査の方法ですが、今御指摘のあったとおり、長年続けている調査であることもあり、統計の取り方につきましては、比較できるようにというところで、多くの事項につきまして継続的なところを取っているというところは確かにございます。ただ、新たな課題とかも実際に加わっているところもありまして、例えばマイクロチップ制度が始まっていったりとか、制度自体が新しく設けられたりしているところもございますので、そういった事項は順次加えていく必要があるというところで、加えてきたところではあります。全国調査を参考にするというところも踏まえまして、実は飼育実態調査の中でも分析の中で全国調査、環境省の統計なども参考にしているところはございますが、実際のアンケート調査自体につきましては、確かにサンプル数が少ないというところがあります。こういった調査の使い方であるとか、あと都政モニターアンケートというのいろいろなテーマで、動物だけではなくていろんなテーマで結構定期的に行われているものがございますので、そういったものを活用する方法につきましても併せて今後検討してまいりたいと思います。御指摘をいただいたような全国と都の傾向の比較であるとか、それから、こう傷事故につきまして原因究明というのはしっかりやっけていかなきゃいけないところだと思いますので、それにつきましても、掘り下げることにつきまして、さらに検討が進められればと考えております。

ちなみに、こう傷事故の原因等々につきましては、環境省の傾向とやはり東京都の傾向は似通った傾向があるところでございます。発生時の犬の状況であるとか、そういったところは同じような傾向が見てとれているというようなところがございます。それも含めまして、比較しながら掘り下げていくというところにつきまして、今後検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○加隈委員 ありがとうございます。やはり東京都ならではの部分もあるのかなとも思いますので、それらに関しても、都内での飼育者ですとか住民の方の意見もさらに伺っていただけるといいなと思っております。

ちょっと二つほど追加させていただきます。なるべく手短にします。

もう一つが、特に最後のほうですかね、施策の35ページのところで、監視強化、人員確保というところが必要であるというふうに書かれていたかと思いますが、取扱業の監視ですね。環境省のほうでは、同じ動物愛護管理室が、愛玩動物看護師という新たな国家資格に関して、そういった自治体での活用といったところも、事例としても最近紹介があったところだと思うんですけども、東京都ではそういった様々な職種として採用ですとかも広げていくというところでの検討は既にされているのかということ、先ほどからお話もありましたワンヘルスといったところと、さらに取扱業だけではなく、ペット業者の販売ですとかそちら側の問題と、もう一つは、第二種動物取扱業のところが増えているところでの譲渡しが増えるということは、その施設としても増えてきていて、そこでたくさんの方がボランティアでも関わってくださっている中で、やはり感染症のリスクといったところも、この暑い中で様々な対応が必要になってきますが、現状ですと、国のレベルですと、やはりその責任者というところの研修ですとか、そういったところが第二種はやや薄くなってしまうというところもあるので、そういったところに対して、例えば愛玩動物看護師の職員といったところを含めて検討されていくことで、さらに人員の確保というところにつながり得るのかと思ったのでお聞きしております。

○武内会長 事務局、お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

今いただいた御意見につきまして、小委員会でも同様のご意見をいただいたところでございます。昨今、やはり人員の確保という点では、様々な職種、我々、獣医職等の専門職も含めまして、かなり厳しい状況にあるところがございます。中間報告として審議会からいただく御報告の内容として、対応は難しいところですが、そちらにつきましても、人員及び運用の面から確保する必要があるというところで、何とかそれに対応できるような策を検討する必要があるというところに言及しています。ただ、東京都で、どのような職種を、どこに配属するのかという採用の面につきまして、現段階で確かなことを申し上げることができない状況ではございますが、国家資格となった愛玩動物看護師など、国でもそのようなご案内をいただいているところでもございますので、今後の検討材料の一つになるのではないかと感じているところでございます。御意見、ありが

とうございます。

○武内会長 よろしいですか。

○加隈委員 はい、ありがとうございます。

すみません、長くなっておりまして。最後に一つ短めに質問させていただいてよろしいでしょうか。

ちょっと話がまた変わるんですけども、殺処分の①、②、③という分類のところになるんですが、特に致死処置、②の傷病等による死亡というところが実は少し気になっておりまして、やはり獣医療の一環としての安楽殺といいますか、そういった処置といったところがある中で、基準といいますか、判断のところが、昨今割と国などでも検討、議論もあるかと思うんですけども、やはりそのままで亡くなるときに苦痛があるとするれば、そこは動物福祉という観点からは問題になり得ると思いますので、判断が遅れることによる苦痛というところがないような体制というところは具体的にもう進めていらっしゃるのかといったところについて教えていただければと思いました。

以上です。

○武内会長 事務局、お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、御質問ありがとうございます。

傷病等により死亡したものというところで、これまで引取・収容時に死亡したもののいう表現だったところですが、こちらのほとんどが、交通事故や、路上で衰弱死寸前といった状況で収容される負傷した猫がほとんどという傾向がございます。今、御心配いただいた御主旨は、本来は動物福祉等の観点から処置を行うべきだったものとかあるのではないかとこのところだと思っておりますが、収容してセンターに着いたときに既に亡くなってしまっているような動物も非常に多いというような現状がございます。御指摘いただいた内容も非常に重要なところでございますので、私どもとしても、治療を長引かせるですとか、そのままケージレストをさせることにより苦痛を長引かせる、これは判断として動物福祉の観点からきちんと処置をすべきものというところで、複数の獣医師で判断しながらやっているところでございます。これにつきましても、細やかな判定ができるように、センターの飼養管理等の改善のところで書かせていただいておりますが、いろんな管理方法の見直しであるとか、そういったところにも、連携している大学の先生方ですとか臨床の専門家等の御意見も入れながら、日々改善をしていくところだと思います。事例も積み重ねながら、経験も積み重ねながら整えていきたいと考えております。実際にはそのように、実は瀕死の状態で収容される個体が多いという実態があることは申し添えさせていただきます。

○加隈委員 ありがとうございます。大変御心労の多い部分でもあると思いますので、職員の方のケアも含めまして、さらにこの辺りをしっかり取り組んでいただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○武内会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。大丈夫ですか。

○平野委員 いいですか。質問したいのですが。

○武内会長 はい。

○平野委員 平野です。

資料2の35ページの、最近増えている爬虫類等の展示会への監視件数が増えているということですが、その監視というのはどういったことを監視しているのかということと、監視した際に何か不都合なことがあったときの指導というのは、例えばどういったことがあるのかが全然想像がつかないものですから、教えていただければと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

販売イベント等の監視についてということですが、爬虫類に限らず、いろんな販売イベントがございますけれども、多くは登録を取って実施されています。その登録施設の監視を行っているところでございます。これについては、やはり動物、それから施設の取扱い、それからあと販売するということで表示事項、標識事項がきちんとされているかなど、法令で決められている遵守事項がきちんと守られているかについて確認しております。イベント会場なので、施設的にいろんな制約があるところが多いのですが、事故のないように、不適切な取扱いがないようにということで監視をしています。

以上です。

○武内会長 これに関しては、これからまた国のほうで指針が出てきますので、それに沿った形で東京都にはやっていただくという感じになっていこうかと思います。

○平野委員 基準にのっとっている販売の仕方をしているかという表示であったりをきちんと監視しているということですね。ありがとうございました。

○栗原動物愛護管理専門課長 登録申請の際にも、事前の注意事項という形で事業者には適正に販売をするように指導しております。

○平野委員 すみません、追加でもう一点。災害時の避難所でのことは、これからのことだとは思いますが、もしかしたら明日起こるかもしれないような、今もそのような状況にある中で対応が何か遅れているなどこの資料から感じているところです。さらに、ほかの方々からもこの点の質問があったのですが、一番懸念されるのは、優先順位というところです。かなり現場では混乱するのではないかとというときに、動物を飼っている人は遠慮がちであったり、後回しになるということで、避難所に入れなくなるということは今後も多くなるのではないかなという懸念があるわけですが、その辺をどうやって話合いで、その地域の人たちの理解を得ながらやっていくのかというのは大変な作業だなと思って聞いておりました。明日あるかもしれないということを、もう少し切迫感を持ってやっていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

○武内会長 頑張っていただけだと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

赤澤委員、どうぞ。

○赤澤委員 全国ペット協会の赤澤でございます。

事業者からの重要事項の説明義務の件ですとか、都政モニターのアンケートも含めて、ますます周知徹底していくという流れにつきまして、一つだけと思っております。義務化されてから大分たちますので、やっていないということはないんだと思うんですが、重要事項の説明が難しいのが、動物がそれぞれ一頭一頭違うということが前提になると、法律にも記載がちゃんとございますが、これから新たな飼い主になる方々の状況や情報をどれだけ持っているかというようなところとかが様々な中で、しっかり飼い主さんが理解していただけるような説明をしなければいけないというところが特に大切になってくるんだろうなと思っておりますので、ただ一律に18項目を説明するというところの啓発だけではなくて、しっかり理解いただくような説明をするということも含めていただくといいのかなと思った次第でございます。

以上でございます。

○武内会長 事務局、お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

ユーザーに合わせて、ユーザーが理解できるような説明をするというようなところですね。我々も責任者研修など法定研修の機会、それから監視指導の機会がございますので、ぜひ事業者の皆様はその点を伝えていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○武内会長 それでは、時間も迫ってまいりましたので、質疑についてはこれで終了させていただきます。

本日、委員の皆様から様々な御意見をいただきましたが、内容についてはおおむね御了解いただいたものと受け止めております。また、本日御発言いただきました御意見等につきましても、報告案はおおむねその趣旨にかなったものではないかと思っております。

記載についての微細な修正につきましては、差し支えなければ御一任いただき、報告案を基にまとめさせていただきます。

中間報告につきましては、おおむねこの報告案のとおりとするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○武内会長 ありがとうございます。

それでは、おおむね本報告案をもって、審議会の中間報告とさせていただきます。正式な中間報告につきましては、後日お送りさせていただきます。

なお、今後予定されている動物愛護管理法改正等の状況を踏まえまして、別途、最終答申に向けた御検討をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、事務局、委員の皆様、何かございますでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、事務局から今後のスケジュールにつきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

先ほど御覧になっていただいた参考資料 1、2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

今のところ改正時期は未定ですが、国において動物愛護管理法や基本指針の改正が予定されているというお話を聞いております。東京都の動物愛護管理推進計画は、改正された動物愛護管理法ですとか基本指針に基づきまして見直す形となります。従いまして、今、国の動きがちょっとはっきりしない段階にございますので、本審議会の最終答申に向けた検討は、法改正などがございました後に改めまして再開をしたいというふうに考えております。

なお、法改正などまでかなりの時間を要すると見込まれる場合、審議会をまた開催いたしまして、法及び指針の具体的な改正内容等について御説明をするというようなことも想定をしながら、一旦説明をした上で審議を始めると、新たな課題に向けて審議を始めるというようなことも想定しておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○武内会長 ただいまの事務局の説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

(なし)

○武内会長 それでは続いて 3、その他の動物愛護相談センター整備基本計画（第二次）の報告について、事務局のほうからお願いいたします。

○境健康安全調整担当課長 最後にお時間いただいて恐縮でございます。私は、健康安全調整担当課長の境と申します。

私からは、動物愛護相談センターの整備基本計画（第二次）の概要について御説明させていただきます。

参考資料 2 を御覧いただければと思います。

動物愛護相談センターにつきましては、現在、都内に 3 か所ございまして、世田谷区にある本所、大田区にある城南島出張所、日野市にある多摩支所がございしますが、このうち老朽化が最も進んでいまして、施設も狭くなっている本所の移転整備を進めております。今般、第二次の整備基本計画をこの 3 月に策定したところでございます。これに先立って第一次につきましては、令和 6 年 3 月に策定しておりまして、整備基本構想の考えの基に、動物愛護管理施策を取り巻く状況変化や、学識経験者や動物愛護団体等による整備検討会の報告内容を踏まえて、今後のセンターの在り方などを整理したものです。これに続く今回の第二次では、具体的な整備予定地と、その予定地の条件に基づきました建築規模や設備などを整理したものでございます。

本日、お手元の概要資料で説明してまいります。本計画では、まずセンターに必要な機能や整備の基本的な考え方につきまして、第1章、基本計画に示してございます。

一つ目の丸、その必要な機能や整備の方向性としましては、センターを動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設として、親しみやすい開かれた施設となるよう整備し、ワンヘルスの理念の普及にも取り組んでいくこととしております。また、適切な飼養管理、譲渡や動物取扱業者の指導・監督については、さらに取組を進めていくための施設機能を備えるほかに、災害時には動物救護活動の拠点として被災動物の一時収容機能を確保することや、譲渡対象の動物とのふれあいルームや地域に開放する多目的スペース、こういった地域の交流を促進するための施設なども整備していくこととしております。

二つ目の丸、センターの機能配置と整備の考え方ですが、ここでは本所については、センターの機能強化の観点から、施設整備に必要な規模の敷地を確保できる場所に移転整備し、一方で、城南島出張所と多摩支所については、それぞれの現地で整備する考えなどを示しております。

次の第2章、整備計画では、具体的な移転予定地、敷地や建物の規模など具体的な施設の工事計画の方向性を整理しておりますが、移転予定地については、交通利便性がよいこと、機能強化に必要な施設を整備できる広さを確保できることなどを勘案しまして、東武東上線大山駅の北西にございます旧板橋看護専門学校の跡地、こちらを予定地としております。ここでは敷地面積、延べ床面積とも4,000平米の広さを確保できます。また、開設は令和14年度予定として示しております。

この新たな施設においては、多くの都民が気軽に訪れたい、明るく開かれた施設として、緑化や周辺環境との調和したデザインとする予定でございます。

また、現在の飼育スペースより頭数を増やし、犬55頭、猫130頭、これを飼養管理できる広さを確保する予定でございます。

施設内は五つのゾーンに分けまして、作業の効率化、感染症対策や医療など、衛生管理にしっかりと取り組める環境を確保するということと、来所される都民の方々の動線を考慮したいと思っております。都民に気軽に来所いただくために、譲渡対象の犬や猫を自由に見学できる通路、また、都民が動物愛護を学ぶことができる動物資料室、こういった施設機能も備えていく予定でございます。

また、動物の鳴き声や臭いに対する対策として、コンクリート造などの防音対策、脱臭装置などを備えるなどの対策を徹底していきたいと考えております。

今後、この整備基本計画を基に設計・工事などを進めていきたいと考えておりますが、今年度は地域住民の方々との意見交換を行う場を設けていきたいと思っておりますので、その場でいただく御意見も踏まえながら、移転整備を進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○武内会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、御質問等はございますでしょうか。

町屋委員、どうぞ。

○町屋委員 御説明ありがとうございました。

時間が押しているときに申し訳ございません。一つだけ教えていただきたいんですけども、犬55頭、猫130頭を飼育できるスペースがあるということですが、こちらについては、現行の省令に適合した飼養環境を整備するという解釈でよろしいでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

省令というのは、第一種動物取扱業者等の守るべき基準というところで、基準省令のことをおっしゃっているんだと思いますが、それを参考にして、ケージの大きさ、運動場も含めまして担保しているところでございます。

○町屋委員 ありがとうございます。

○武内会長 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

(なし)

○武内会長 それでは、本日の審議会はこれをもって終了いたします。

進行を事務局へお返しいたします。

○神永健康安全部長 武内会長におかれましては、長時間にわたりまして、進行の労をお執りいただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方からも熱心な御審議、御質問等をいただきまして、その点、改めて御礼を申し上げさせていただきます。

先ほど事務局からありましたとおり、今後の審議につきましては、法改正の動向を見ながら、また改めて御相談をさせていただければというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、中間報告につきまして御意見を賜りまして、誠にありがとうございます。また引き続き御審議の御協力を賜ればと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(午後4時08分 閉会)